

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものといたします。

- 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものといたします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出でていただきます。

- (1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊者の連絡先
(4) その他当施設が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金にあたる申込金を、宿泊開始前又は当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第16条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 宿泊客には、予約確定後チェックイン時までに当施設の予約管理システム上でクレジットカード情報を登録して頂きます。登録されたクレジットカード情報は、宿泊中の施設の損壊や紛失、またはその他のトラブル発生時における損害賠償の担保として20,000円を上限とするオーソリ（仮承認）を行います。オーソリは、お客様がチェックアウト後、施設の点検を行い、損害がないことが確認された場合、キャンセルされます。損害が発生した場合には、オーソリ金額を上限として、実損額を請求させていただきます。ただし、お客様に損害賠償義務が発生した場合、その賠償額が上記オーソリ金額（20,000円）を超える場合は、お客様に不足分を別途請求させていただくことがあります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めない旨を明示した場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊者が未成年(18歳未満)の場合(但し保護者の事前承諾または成人の保護者同伴の監視元であれば容認する)。
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 北海道が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、当施設ホームページまたは各種予約サイトの掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

- 第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客、当施設の一時利用者、または当施設従業員に対し不合理な事由で、著しい迷惑を及ぼす言動（業務妨害的な行為及び一切のハラスメント行為を含むがこれに限られない）をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊客が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (8) 北海道が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 当施設宿泊棟屋内及び屋外共用部での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (10) 当施設の許可なく取材や撮影をし、商用や収益などのために無断掲載／放映をしたとき。
 - (11) 当施設の許可なく次条の宿泊登録者以外の者を宿泊する客室に入室させ、又は客室において休憩若しくは宿泊させたとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日までに、当施設の予約管理システム内において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の全員の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国に住所を持たない外国人にあっては、国籍、旅券番号

(3) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、携帯などの端末他、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は以下のとおりとします。

午後 3 時から翌日午前 11 時まで

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることができます。この場合には 1 泊の宿泊料金を限度として、追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当施設内においては当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第 11 条 宿泊者が支払うべき宿泊にかかる料金等（以下「宿泊料金等」という）の内訳は、当施設ホームページ及び各種予約サイトの掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊客の予約の際、又はチェックイン時までにインターネット上での事前決済にて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第 12 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、施設賠償責任保険に加入しております。
3. 宿泊客は、施設内の安全管理及び防犯上の理由等から、ウェブカメラを各所に設置し撮影することをあらかじめ同意します。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 13 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができるときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 14 条 当施設は宿泊客からの寄託物を預かりません。

- 宿泊客が、当施設内に持ち込んだ物品であって、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は 30,000円を限度としてその損害を賠償します。

(駐車の責任)

第 15 条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えた時は、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第16条 宿泊客（同伴者および同伴するペット等を含みます）の故意または過失により、当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

- 前項に定める損害には、客室内の破損、汚損その他の物的損害に限らず、宿泊客の利用態様により、通常の清掃業務の範囲を著しく超える清掃、消臭、除菌その他の原状回復作業が必要となった場合に発生する追加清掃費用を含むものとします。
- 前項の追加清掃費用については、当施設が別途定める基準に基づき、実費または当施設が定める金額（目安として10,000円から30,000円）を請求することができます。なお、専門業者による清掃その他特別な作業が必要な場合には、その実費相当額を請求するものとします。
- 前各項に基づき宿泊客に支払義務が生じた場合、当施設は、チェックイン時に取得したデポジット（クレジットカードのオーソリゼーション）より、当該費用を充当することができるものとします。なお、当該費用がデポジット金額を超える場合には、宿泊客は、その不足額を別途支払うものとします。

(支配する言語)

第 17 条 本約款は日本語と他言語で作成されますが、約款の両文の間に不一致または相違があるときは日本文がすべての点について支配するものとします。

(準拠法、合意管轄裁判所)

第18条 当施設と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当施設を経営又は運営する会社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。